

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

『消費者契約法』について

消費者契約法とは、個人である消費者と事業者との間で締結される契約に関し、消費者の利益を擁護するために定められた法律です。この消費者契約法が改正され、事業者との契約トラブルから消費者を守る法制度が拡充されます。改正法の施行は令和5年6月1日からで、契約取消事由、契約条項の無効事由、そして事業者の努力義務がそれぞれ拡充されます。

この法律の定める内容は大きく以下の3つの事項になります。

消費者契約法が定める3つの事項

- (1) 不当な勧誘により締結してしまった契約は、消費者が後から「取消し」できます。
- (2) 消費者の利益を不当に害する契約条項は、「無効」となります。
- (3) 契約トラブルから消費者を保護するため、事業者に対し情報提供するなどの「努力義務」を定めています。

消費者契約法は消費者を守るための法律です。日常の商取引の中で、どのような時に契約の取消しができるのか、どのような契約条項が無効になるのかを理解しておくことが大切です。

《参考》「消費者契約法」の詳細と改正内容 ※政府広報オンライン

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201803/3.html>

『山梨県』就職氷河期世代の正社員雇用等に係る助成金について

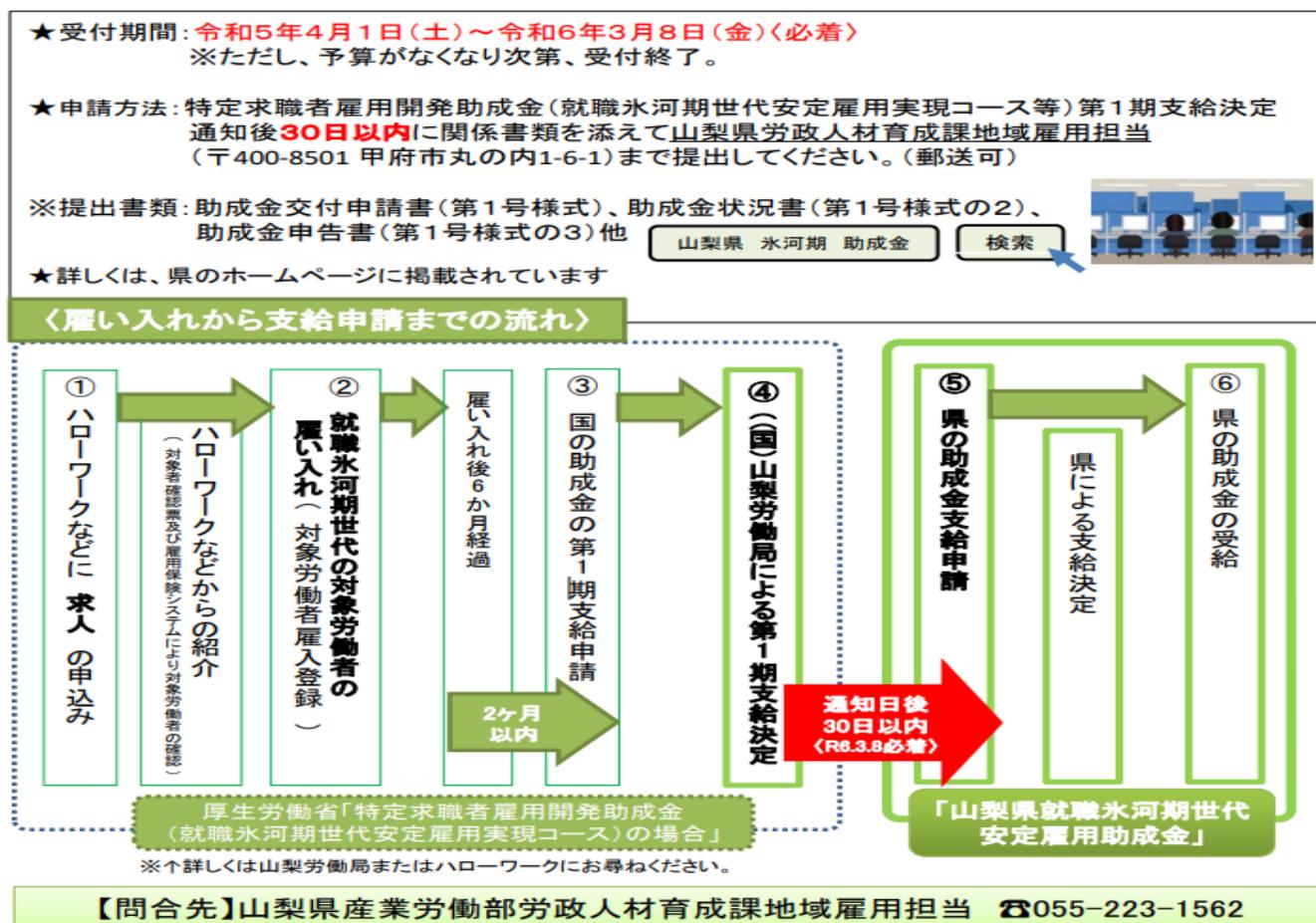
山梨県では、不安定な就労状態にある就職氷河期世代の安定した雇用を促進するため、厚生労働省「特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）」の支給決定を受けた事業者に対し、助成金を上乗せ支給します。国への助成金の申請後、県への申請が可能になります。※成長分野等人材確保・育成コース支給決定事業主のうち就職氷河期世代安定雇用実現コース支給対象事業主を含む。

就職氷河期世代の方を採用しようとしている県内の事業者の方は、事前にハローワークまたは民間の職業紹介事業者などに求人申し込みをし、対象労働者を雇い入れていただくことで、採用後 6 か月定着で中小企業の場合、県から「最大 30 万円」の助成が受けられます！

《詳細》就職氷河期世代の正社員雇用等に係る助成金のご案内 ※山梨県HP

<https://www.pref.yamanashi.jp/rosei-jin/chiiki-koy/syuushokuhyougaki.html>

《申請の流れ》



出典: 山梨県HP 就職氷河期世代の正社員雇用等に係る助成金のご案内より

ふるさと納税のルール変更について

毎年利用されている方も多い「ふるさと納税」。この「ふるさと納税」のルールがこの10月より一部変更になります。

＜主な改正内容＞ 総務省HPより

- ・ 募集に要する費用について、ワンストップ特例事務や寄附金受領証の発行などの付随費用も含めて寄附金額の5割以下とする(募集適正基準の改正)
- ・ 加工品のうち熟成肉と精米について、原材料が当該地方団体と同一の都道府県内産であるものに限り、返礼品として認める(地場産品基準の改正)

具体的にどのような影響があるのか、なかなか分かりづらいですが、各種メディアでは、「返礼品の水準が若干少なくなるのでは?」、「返礼品の種類が少なくなるのでは?」、といった声が上がっています。

実際は10月以降の自治体の対応を待ってからになります、情報としてご案内いたします。

【速報】最低賃金改定について

山梨県の最低賃金が938円に改定されました。

効力発生日は令和5年10月1日になります。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。